**平成２１年（フ）第５８９号**
北九州市小倉北区日明３丁目12番１号ビーライン須賀201
債務者　塚田　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第５９７号**
北九州市小倉北区泉台３丁目24―20　ハウス泉台204号室
債務者　立花　聖子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第２２０号**
愛媛県松山市築山町８番15号
債務者　渡邉　貞子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第２９８号**
川崎市麻生区片平３丁目14番１号　プラザＵＳＡ柿生206
債務者　藤井　徹郎
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３１３号**
川崎市中原区上平間1534番地16　アズマパレス201
債務者　門間　直也
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３１４号**
川崎市麻生区万福寺３丁目１番10―602号　ディアコート新百合山手
債務者　須藤　　健
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３１７号**
川崎市高津区二子１丁目20番11号
債務者　谷岡　アニタ　アタナシオ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３２２号**
川崎市宮前区野川2908番地１　メゾン・ブランシェ101
債務者　北村　勝彦
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３２３号**
川崎市宮前区野川2908番地１　メゾン・ブランシェ101
債務者　北村　美鈴（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３２５号**
川崎市多摩区枡形４丁目７番13号　ハイムコガネ102
債務者　安藤　駿將
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３２６号**
川崎市多摩区枡形４丁目７番13号　ハイムコガネ102
債務者　安藤千代子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３３１号**
川崎市多摩区西生田４丁目17番２号　コーポ西生田202
債務者　倉田　信之
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３３６号**
川崎市多摩区登戸383番地　302
債務者　五十鈴　薫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３０７号**
川崎市幸区古市場１丁目14番地
債務者　藤澤　順子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１０１号**
島根県松江市山代町567番地　宝谷アパート１号棟７号
債務者　加藤　富子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３４４号**
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ―401号
債務者　千葉　　忍
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第３７９号**
神奈川県平塚市四之宮３丁目２番16号　マイライフ四之宮102号、前住所神奈川県平塚市東八幡２丁目11番21―203号　オクトピア東八幡
債務者　中村　昇雄
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部